

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名            | 住 所              | 建設業許可番号  |
|----------------------|------------------|----------|
| パナソニック環境エンジニアリング株式会社 | 大阪府吹田市垂水町3-28-33 | 1-010668 |

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

## 2 指名停止措置期間

令和7年3月29日 ~ 令和7年6月28日 (3箇月間)

## 3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

## 4 事実概要

パナソニック環境エンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

## 5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(建設業法違反行為)第12項(1)及び(2)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

| 措 置 要 件  | 期 間                        |
|--|----------------------------|
| (建設業法違反行為)<br>12 次に掲げる事由に該当するとき。<br><br>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項、第2項又は第4項の規定による指示処分を受けたとき。<br><br>(2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。 | 2月以上 6月以内<br><br>3月以上 9月以内 |

## 問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2-10-1  
電話 029-273-0111